

商工会だより

発行者：西ノ島町商工会 TEL 6-1021 FAX 6-1964 kuniga_nishi@shoko-shimane.or.jp 令和3年11月発行

島根県から特別給付金のお知らせです

中小企業等事業継続特別給付金について

島根県では、新型コロナウイルス感染症長期化の影響により売上が減少した県内中小企業者の皆さまの、事業継続と雇用の維持を図ることを目的とし、給付金をお支払い致します。詳しい内容は以下のとおりです。

1. 給付対象者

- ①県内に事業所等を有し、令和3年7月1日までに事業を開始していること
 - ②法人にあっては島根県に法人県民税（均等割）を納付していること
 - ③個人事業主にあっては島根県内に住所があること
 - ④申請日において営業の実態があり、今後も事業を継続する意思があること
 - ⑤その他（詳しくは商工会にお問い合わせ下さい）
- （※島根県飲食店等事業継続特別給付金・公共交通特別支援事業交付金を既に受給、又は受給予定者は対象外）

2. 給付要件

- ①令和2年12月から令和3年10月までの任意の2か月間の売上高の合計と、その前年又は前々年の同じ2か月間の売上高の合計（40万円以上）を比較し、30%以上減少していること
- ②個人事業主においては主たる収入が事業によるものであること（確定申告書第1表の収入金額の欄）
例：事業収入 200万円 > 給与・年金収入 180万円
※給与収入・雑収入（年金収入等）の合計が、事業収入（不動産収入含む）を上回る場合は対象になりません。

3. 給付額・・・定額 40万円

4. 添付申請書類

- ①島根県中小企業等事業継続特別給付金申請書
 - ②売上減少の申告
 - ③対象年月の事業収入額を示した損益計算書・帳簿等
 - ④減収の比較を行う年の申告書・決算書類等
 - ⑤その他（宣誓書・通帳写し等必要書類）
- ※申請期間は令和4年1月31日まで、電子申請又は郵送による申請となります。
詳しくは西ノ島町商工会までお問い合わせ下さい。

飲食店等事業特別給付金の要件が緩和されました

島根県では、8月から新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した県内飲食店事業者の事業継続を支えることを目的とした給付金をお支払いしていますが、給付要件が緩和されました。

詳しい内容は以下のとおりです。

1. 給付対象者

- 県内に店舗を有する事業者で令和2年12月までに食品衛生法に基づく営業許可を受け、給付金の申請日に営業の実態がある小売店
（※島根県飲食店等事業継続特別給付金を、既に受給、又は受給予定者は対象外）

2. 給付要件

- ①直近期の売上高（事業者全体の売上高）が前期又は前々期と比較して減少、かつ次の（ア）又は（イ）のどちらかに該当していること
（ア）直近期の売上高（飲食の営業に係る売上高）が前期又は前々期と比較して20%以上減少
（イ）令和2年12月から令和3年3月までの任意の2か月間の売上高の合計と、その前年、又は前々年の同じ2か月間の売上高の合計を比較し30%以上減少していること

3. 給付額 1店舗当たり40万から96万円

※申請期間は令和4年1月31日まで、電子申請又は郵送による申請となります。
詳しくは西ノ島町商工会までお問い合わせ下さい。

ジョイメイトしまねが、社員の皆様の福利厚生をサポートします！

2,106事業所・29,533人の会員をサポート（R3.10.1現在）

まずはお電話ください！（一財）島根県東部勤労者共済会
690-0886 松江市母衣町55-4
松江商工会議所ビル2階 ☎0852-28-6555

行事予定（11月・12月）

- 11月25日（木）インボイス制度説明会（商工会館）
- 11月29日（月）島根県商工会連合会臨時総会（松江市）